

## 随意契約理由書

(工事名) 配水管布設替工事 (23-4・中野新町)

本工事は府道四條畷停車場線南行車線内の下水道立坑築造工事に支障となる配水管を仮設配水管として移設を行うものである。

当該箇所は道路幅員が狭く埋設物が輻輳していることから、仮設配水管は下水道立坑に近接する必要があるため、布設位置については立坑に支障がないよう綿密に調整する必要がある。また、下水道工事は長期間となることから、立坑築造時の配水管への影響等について適切な管理を長期的に行う必要がある。

このため、下水道工事と同一業者に発注し一体的に施工管理することで、漏水防止等の安全管理を図ることができる。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により、下水道工事の受注者である森本組・久本組特定共同企業体と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

## (工事名) 検定満期量水器取替工事その1 (単価契約)

本件は、計量法施行令第18条の規定に基づき四條畷水道センター管内の検定満期量水器取替工事であり、住宅や店舗など水道使用者の敷地内に立ち入り、量水器の取替及び排泥作業を行うものである。

については、量水器の取替後に漏水等が発生した場合に速やかに修繕に赴くなど、あらゆる事態に対応できる体制が必要である。また、量水器の取替予定件数が多く管内全体に点在し、指定期間内に取替を実施するためには、単独の事業者では困難であり、管内の地理等を熟知し、かつ、技術的経験もしくは同工事の施工実績を有していることが必要不可欠である。

以上の理由により、管内に事業所を置いている複数の業者で構成されている四條畷市プラマー事業協同組合が唯一その要件を満たしており、確実な工事の達成を見込むことができる事業者である。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により四條畷市プラマー事業協同組合と随意契約を行うものである。

## 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

工事名称：中野管理本館ほか 受電設備更新工事

契約番号：05-84-改補-0303、06-84-改補-0301、07-84-改補-0301

本工事は、四條畷水道センター管内の中野管理本館ほかには設置している受電設備を更新するものである。

令和5年1月23日の一般競争入札及び同月31日に再度入札を実施したが、予定価格内の入札はなかったため、入札参加申請業者及び設計用見積り依頼業者に問い合わせた結果、施工の意思が有り、かつ入札価格を精査することが可能であるとの回答が得られた「富士古河 E&C 株式会社 西日本支社」と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）の規定により、比較見積りを省略する。